

寄 附 金 申 込 書

一般社団法人

日本パーキンソン病・運動障害疾患学会 御中

貴学会の趣意に賛同し、

一般寄附金 特定寄附金 (いずれかを選択し丸で囲む)

として下記金額を寄附致します。

※なお、当方は貴学会の「一般社団法人日本パーキンソン病・運動障害疾患学会
寄附金取扱い規程 第3条」(次頁に転記)に規定する要件に該当いたしません。

金 _____ 円 也

(※送金予定日 年 月 日)

年 月 日

団体名：

代表者氏名：

〒 ー

住所：

所属部署名：

担当者名：

TEL：

FAX：

E-mail：

備考：

送付先： 102-0075

東京都千代田区三番町2 三番町 KS ビル

(株) コンベンションリンクージ内

一般社団法人日本パーキンソン病・運動障害疾患学会 事務局

TEL 03-3263-8697 mdsj2@secretariat.ne.jp

(受入基準)

第3条 当法人は、寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れることができないものとする。

(1) 寄附金の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき

- イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
- ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
- ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
- ニ 寄附された寄附金を寄附者に無償で譲渡または使用させること
- ホ その他、当法人の運営上支障があると認める条件

(2) 寄附金が次に掲げる内容に該当する場合又はそのおそれがある場合。

- イ 特定の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- ロ 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- ハ 寄附金の受け入れに起因して、当法人が著しく資金負担が生ずる場合
- ニ 定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断される場合
- ホ イからニに掲げる場合のほか、当法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及び当法人が受け入れるには社会通念上不適當と認められる場合